**令和６年度****雪害対策救助員等派遣世帯認定申請について**

木島平村 民生課 健康福祉係

　木島平村では、自力での住宅の屋根や玄関先等の除雪作業が困難な世帯に雪害対策救助員を派遣し、冬期間も住み慣れた我が家で安心して暮らせるよう支援を行います。

　下記に該当する世帯で、自らの労力及び資力（金銭）による屋根等の雪下ろしや除雪が困難で、雪害対策救助員の派遣を希望される場合は、別紙申請書に必要事項を記入押印の上、提出してください。

記

**１　提出期限及び提出先　　11月10日（日）　地区民生委員まで**

**２　対象世帯**

自らの労力及び資力をもって屋根の雪下ろしが困難な下記に該当する世帯であって、次のいずれかに該当する世帯

（ア）高齢者世帯

　　　おおむね７０歳以上の方のみで構成される世帯、

またはこれらの方と１８歳未満の方のみで構成される世帯。

（イ）母子世帯

　　　現に配偶者のいない、おおむね７０歳未満の女性と１８歳未満の方で構成される

世帯。または、これらの方とおおむね７０歳以上の方のみで構成される世帯。

（ウ）心身障害者世帯

　　　生計の中心となる方が身体障害１級又は２級の状態にあり、この生計の中心者以外に除雪等の労力及び資力をもたない世帯。

（エ）疾病世帯

　　　生計の中心となる方が疾病等により除雪等が困難な状態にあり、この生計の中

心者以外にその労力及び資力をもたない世帯。

（オ）生活保護世帯

（カ）その他救助が必要な世帯

　　　前記（ア）～（オ）以外の世帯であって、自らの労力及び資力をもって除雪等をすることが著しく困難であると認められる世帯。

**３　対象とならない世帯**

**対象世帯であっても、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。**

**（１）扶養義務者（お子さん等）が北信地域振興局管内（中野市、飯山市、山ノ内町、野沢温泉村、栄村）に居住するなど、除雪ができると認められる世帯。（⇒労力の提供ができる）**

**（２）扶養義務者（お子さん等）が市区町村民税所得割課税者の場合、または申請世帯の構成員を税申告上扶養している場合。（⇒資力の提供（金銭的援助）ができる）**

裏面も必ずご覧ください

**（３）申請書に虚偽の申請があった場合。**

**４　申請における留意事項**

**（１）申請について**

**（ア）申請にあたっては、お子さんなど扶養義務者とよく相談ください。**

**（イ）申請書は、雪害対策救助員の派遣を決定するために大変重要なものです。
必ず実態に即し記入していただくとともに、記入漏れのないようにお願いします。**

**（ウ）当該世帯及び扶養義務者の所得等によっては、対象世帯とならない場合があり**

**ます。**

**（エ）多くの世帯は、遠くにお住いのお子さんなどと話し合い、金銭的な支援をしてもらうなどされています。
　どうか、雪国に住む実態をご認識いただき、なるべく扶養義務者（お子さん等）へ支援を求めるなど、可能な限り心掛けください。**

（２）雪害救助（雪下ろし）について

（ア）雪害救助は、現にお住まいの家屋が倒壊する危険がない程度とさせていただき
ます。

（イ）屋根雪等の排雪場所を定め確保しておいてください。排雪場所が隣接地にかかる場合は、隣接土地所有者とよく相談のうえ確保してください。

（ウ）雪下ろしの希望は、必ず地区民生委員さんへ連絡してください。

（エ）雪下ろしは村の委託業者が行います。このため、日程等は希望どおりにいかないことがありますので、お含みおきください。

（３）玄関先除雪について

（ア）玄関先除雪は、玄関先から道路の間を協力員に除雪してもらう作業料を村が支援するものです。協力員の選定は申請者ご自身で行ってください。なお、作業料１人1時間1,000円とし、村が12月から3月までの期間1世帯10,000円を上限に補助します。

（イ）機械の使用有無や除雪方法については、依頼者と協力者の当事者間で取り決めてください。作業依頼も、協力員に直接行ってください。

（ウ）協力員は作業終了後、作業時間を報告し依頼者の確認を受けてください。依頼者は月単位で民生委員に作業報告書を提出してください。なお、作業報告書をもとに作業料は村から直接、協力員の指定口座に振込ます。

（３）申請後の流れ

地区民生委員さんへの相談のうえ、提出された申請書に基づき村で審査し、後日

可否の決定をご連絡します。

お問合せ先

　民生課　健康福祉係

　　課長　梅嵜伸一　／担当　佐藤丈仁

電話　0269-82-3111（内線124）